

令和2年度スポーツ振興基金助成 配分基準

1 スポーツ団体選手強化活動助成及びスポーツ団体大会開催助成

「令和2年度スポーツ振興基金助成金募集の手引」に定める助成対象の要件に該当する事業について、令和2年4月時点での配分は留保する。

ただし、スポーツ団体大会開催助成については、「事業内容」「会計処理」の項目ごとに3段階評価を行い、各項目の合計で得点が4割以下の団体は不採択とする。また、「事業内容」がC評価の事業については、合計点にかかわらず不採択とする。

2 アスリート助成

次のア、イ及びウにより各競技団体に助成枠を配分し、JOC、JPC及び各競技団体の協議の上、JOC、JPCから推薦された候補者の中から助成決定者の選出を行うこととする。

ア 直近のオリンピック・パラリンピックや世界選手権等の成績を基に、以下の評価基準により算出した助成枠を各競技団体に配分する。

○評価基準

個人種目／団体種目（ペア含む）	チーム競技
1位～4位： <u>1枠／人</u>	1位～4位： <u>基準数A×1枠</u>
5位～8位： <u>0.5枠／人</u>	5位～8位： <u>基準数A×0.5枠</u>
	オリンピック・パラリンピック出場 可能国数以内の順位： <u>基準数A×0.33枠</u>
	※基準数Aは『スターティングメンバー数+控えメンバー数×0.2』（端数切上げ）

イ JSCユースアスリートの助成区分については、将来を見据えたユース層の強化を支援するため、各競技団体に最低「2枠」は助成枠を確保することとし、アの方法による配分の結果、助成枠が「2枠」に満たない団体に対しては、不足分を配分する。

ウ JOCエリートアカデミーを実施している競技団体において、ア及びイの方法による配分の結果、アカデミー生の人数に満たない場合、不足分を配分する。

なお、アスリート助成候補者の推薦期間を終了した後、上半期中に、競技団体やアスリートの責に帰さない、やむを得ない事情（他国のドーピングによる評価対象大会の成績繰上げ等）により、配分する助成枠数に変更となった場合には、下半期から助成枠を追加することとする。

3 選手・指導者研さん活動助成（海外研さん活動、能力育成教育）

助成対象者の決定に当たっては、JOC又はJPCにおいて各競技団体と協議の上、JOC又はJPCから推薦された候補者の中から行うこととする。